

事 務 連 絡
平成 27 年 2 月 20 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉関係主管課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域移行・障害児支援室

地域移行支援型ホームに係るQ & Aについて

平素より、障害保健福祉行政の推進につきまして、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

標記につきまして、「地域移行支援型ホーム関係Q & A」を作成しましたので、情報提供させていただきます。

つきましては、貴管内市町村及び障害福祉サービス関係者等に周知していただくようお願いいたします。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
地域移行・障害児支援室 地域移行支援係 石井・岡安
TEL : 03-5253-1111 (内線3045)
FAX : 03-3591-8914

問1 地域移行支援型ホームは、新規指定が平成27年4月1日から平成31年3月31日まで、その間に指定を受けたホームは当該指定日から6年間運営が可能とされているが、制度施行後4年目をメドに制度の在り方を検討することとされている。

この検討の結果次第では、現在、最大で平成37年3月31日まで運営が可能となっているが、この期間が長くなることがあるのか。

(答)

- 地域移行支援型ホームについては、平成30年度に、それまでの事業の実施状況を踏まえて本制度の在り方を検討することとしており、検討の結果次第でどのような見直しがなされるかについてはその時に関係者のご意見も聞きながら検討されることになるため、現時点ではお答えできない。

問2 地域移行支援型ホームは、病院敷地内にある共同生活住居と病院敷地外にある共同生活住居を有する事業所として設置できるか。

(答)

- 設置できない。共同生活援助事業所は一体的なサービス提供に支障がない範囲で複数の共同生活住居の設置を認めているが、今回病院の敷地内で設置を認める地域移行支援型ホームと病院の敷地外に設置する通常共同生活援助事業所は、定員や人員など指定基準に違いがあることなどから、一体的な事業所としては指定せず、同一法人が地域移行支援型ホームと通常共同生活援助事業所を設置する場合は、別々の事業所として指定する。

問3 地域移行支援型ホームの事業者が事業を開始した日時時点で精神科病院に1年以上入院していれば、例えば、実際に当該ホームを利用する時点ですでに退院後1ヶ月経過していて現に地域で生活している者も利用できるのか。また、当該ホームが事業を開始した日以後に一度退院して、再度入院して現に入院中の者も利用できるのか。

(答)

- 利用できない。利用するには、地域移行支援型ホームの事業を開始した日時時点で精神科病院に1年以上入院していて、かつ、利用日時点まで継続して入院していることが必要である。現に地域で生活している場合や、利用先として考えている地域移行支援型ホームの事業者が事業を開始した日以後に一度退院した場合は当該ホームの利用対象とはならない。

問4 他の病院に入院している者や転院した者は利用対象となるのか。

(答)

- 利用する地域移行支援型ホームが事業を開始した日時点において、精神科病院（当該ホームがある病院以外の病院でも可）に1年以上（複数の病院に継続して入院していた場合は通算して1年以上）入院していた者であれば、現に他の病院に入院している者であっても当該ホームを利用可能である。

(例) H27. 10. 1 にA病院で地域移行支援型ホームの事業を開始。

H27. 10. 1 時点における精神科病院の入院期間3年（A病院1年、B病院1年、C病院1年）

- 現にC病院に入院していても、A病院の地域移行支援型ホームの利用は可能。

問5 地域移行支援型ホームは体験利用ができるのか。

(答)

- 地域移行支援型ホームの利用者としての要件を満たす者であれば体験利用も可能である。

問6 地域移行支援型ホームの利用者は、地域移行支援を利用することができるのか。

(答)

- 利用することはできない。地域移行支援型ホームから地域生活に移行するための支援は当該ホームの従業者が行う業務としている。

問7 指定特定相談支援事業者は、地域移行支援型ホームと同一敷地内にある病院の関係者と特別な関係にないものとされているが、具体的にはどのような場合が特別な関係に該当するのか。

(答)

- 例えば、指定特定相談支援事業者と病院とで、開設者が同一である場合、代表者が同一である場合などが想定される。

問8 地域移行支援型ホームを本体住居とするサテライト型住居を設置できるか。

(答)

- サテライト型住居とは本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居をいう。また、サテライト型住居の入居者への支援にあたっては一般住宅等へ移行できるよう計画的な支援を求めている。このため、地域移行支援型ホームから一般住宅等への移行が促進されるよう、病院敷地外の建物を活用する場合に限りサテライト型住居の設置は可能である。

問9 地域移行支援型ホームを本体住居とするサテライト型住居の利用者の利用期間如何。

(答)

- 本体住居の入居期間と通算して原則2年以内とする。

問10 地域移行支援型ホームの構造上の独立性の確保について、利用者の入口（玄関）を病院とは別に設けるほかに、廊下等の独立性はどのように確保すべきか。

(答)

- 地域移行支援型ホームは、利用者の日常生活の場であり、医療行為の提供を受ける病院とは異なるものである。このため、利用者のプライバシーが確保され、病院とは独立した生活が保たれるよう、病院の通院者・入院者や病院関係者が地域移行支援型ホームの生活圏に立ち入らないよう配慮されなければならない。このため、地域移行支援型ホームの入口を經由せずに廊下や階段を通じて直接病院から地域移行支援型ホームに移動できないよう、例えば、壁や施錠されたドア等で物理的に遮断されている必要がある。単に立入り禁止と記した立て札を配置する程度のもは認められない。

問11 地域移行支援型ホームと同じ敷地内の病院で勤務している者が、当該病院で勤務しない時間帯において地域移行支援型ホームの職員として従事することは可能か。また、地域移行支援型ホームの設備として、病院の台所や浴槽などを共用して利用することは可能か。

(答)

- 地域移行支援型ホームと同じ敷地内の病院で職員として雇用されている者については、病院で勤務していない時間帯であっても地域移行支援型ホー

ムの職員として従事することはできない（夜勤職員も不可）。

- また、地域移行支援型ホームの設備として、病院の設備を共用することはできない。

問12 「地域移行推進協議会」と「協議会等」の役割等の違いは何か。

(答)

- 「地域移行推進協議会」は、地域移行支援型ホームごとに事業者が設置するものである。利用者、家族、市町村職員、他の障害福祉サービス関係者等によって構成され、四半期に1回程度定期的に当該ホームの活動状況や当該ホームの利用者の状況について報告をし、必要な要望や助言等を聴くものである。
- 一方、「協議会等」は、都道府県、指定都市又は中核市が設置する「協議会」や、長期入院精神障害者地域移行総合的推進体制検証事業における「地域移行推進連携会議」の場を活用して、当該自治体の管内における地域移行支援型ホームの事業の実施状況等について報告や評価等を受けるものである。

問13 従前の地域移行型ホームは、これまでどおりに運営が可能なのか。

(答)

- 基本的に平成26年度以前と同様に運営することは可能だが、平成27年4月以降新たに利用を開始する者については、指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画に基づき支給決定すること。ただし、既に指定特定相談支援事業者以外の者が作成したサービス等利用計画（セルフプラン）を有する者については、当該計画の有効期間に限り、当該計画に基づき支給決定を行うことができる。